

6月
2025

労 務 通 信 166 号



成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-49-3602

「女性の健康課題支援」に助成金！企業の両立支援体制整備を後押し

女性が働く職場で福利厚生を充実させたいけど、何から手をつけていいかわからない…
そんなお悩みはありませんか？

従来の両立支援等助成金「不妊治療両立支援コース」が大幅に拡充されたことで、そんなお悩みが少しでも解決できる情報をお届けします。

■助成金の改正概要

2025 年 4 月 1 日より両立支援等助成金「不妊治療両立支援コース」が「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」に改正されました。

これまで不妊治療の支援のみが対象でしたが、女性特有の健康課題への支援が加わり、要件も緩やかになりました。

これにより、不妊治療や月経・更年期等による体調不良など、就業継続の壁となる健康課題に対し、会社が就業支援制度を整備し、社員が実際にその制度を活用した場合に助成金が支給されます。

【制度のポイント】

■対象制度例

・不妊治療、女性の健康課題（月経、更年期）のために、以下のような柔軟な働き方ができるよう制度を整備する必要があります。

①特別休暇、②所定外労働の免除、③時差出勤、④短時間勤務、⑤フレックスタイム、⑥在宅勤務等

※上記①～⑥は任意で選択可能です。

■助成額（1 人につき）

支援項目	支給額
不妊治療	30 万円
女性の健康課題（月経）	30 万円
女性の健康課題（更年期）	30 万円

※支援項目は、任意で選択可能です。

■要件（抜粋）

- ・制度の導入・就業規則等への明記
- ・対象労働者の制度利用実績（5 日（回）/年）
※複数の制度を組み合わせることも可能です。
- ・制度の社内周知、運用記録の整備

【取り組むメリット】

- ✓ 従業員満足度の向上
- ✓ 採用競争力の強化（特に女性人材の確保）
- ✓ 離職率の低下・定着率の向上



近年、不妊治療を理由に離職するケースや、女性特有の体調不良を抱えながら働く社員が増加しており、柔軟な働き方に対するニーズが高まっています。こうした就業支援制度を整備することで、社員の信頼感と働きやすさを高めることができ、会社のイメージアップにもつながります。

【弊所の支援内容】

- ・対象制度の設計・就業規則の改定
- ・社内向け周知資料・運用手順の整備
- ・支給申請書の作成、届出代行
- ・制度活用の個別相談対応 など

貴社の状況に応じてカスタマイズ可能ですので、「興味はあるが何から始めればよいかわからない」という段階でも、まずはお気軽にご相談ください。

児玉 文洋